

検討事項	実現のための論点
<p>1. 児童養護施設等における親子関係再構築支援</p>	<p>① 児童養護施設等の機能の明確化及び支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設等の機能として親子関係再構築支援を明確に位置付ける方向性でよいか。その場合は、具体的にどのように明確化するのか（法律に明記することなど）。 ・ 児童相談所と児童養護施設等の役割分担について具体的にどのように考えるか。 ・ 児童養護施設等における親子関係再構築支援の質を担保する観点から、手法の確立やプロセスの標準化をどのように進めるか。 ・ 児童養護施設等の支援体制の強化をどのように進めるか（家庭支援専門相談員の複数配置など）。 <p>② 里親委託児童に係る親子関係再構築支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親やファミリーホームに委託されている子どもについて、児童養護施設等に配置された家庭支援専門相談員、里親支援機関や専門里親との連携による親子関係再構築支援をどのように進めるか。 <p>③ その他実現に向けての課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親子関係再構築支援の担い手となり得る児童家庭支援センターの更なる活用をどのように進めるか（設置数の拡大と機能強化）。 ・ 児童相談所、児童養護施設、児童家庭支援センター、地域子ども・子育て支援事業、教育関係機関その他の関係機関が効果的に連携していく手法をどのように考えるか。 ・ 児童相談所による保護者支援プログラムの活用や、子供に対して生い立ちや施設入所の理由等を理解できるようにするための支援をどのように進めるか。また、児童養護施設等における保護者支援プログラムの習得をどのように進めるか（児童相談所からの専門的・技術的支援や家庭支援専門相談員の技術向上のための研修の実施など）。

検討事項	実現のための論点
<p>2. 18歳に達した者に対する支援</p>	<p>① 施設として取り組むべき自立支援のあり方と方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設等において自立支援を行うに当たって、子ども自立支援計画ガイドライン等による現行の方法に欠けている視点は何か。施設ごとの取組に大きな違いが生ずることがないようにするための工夫として、具体的にどのようなものが考えられるか。 ・ 現行の職業指導員の成果や実績をどのように評価するのか。 ・ ハローワーク等の就労支援機関との連携を具体的にどのように進めるか。 ・ 職場体験の機会の提供など、施設入所児童等の自立支援について、企業や民間団体から協力を得ていくためにはどのような取組が必要か。 ・ 施設入所児童等の大学等への進学を推進するためには、どのような取組が有効か。 <p>(大学等に進学した場合の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等に進学した後においても特に支援が必要な者については、現行では措置延長により対応しているが、20歳に達した後も特に支援が必要な者については、大学等を卒業するまで支援を継続することについて、どう考えるか。 ・ この場合において「特に支援が必要な者」の具体的な範囲（態様等）をどのように考えるか。 ・ この場合、20歳を超える者に対しても「措置」という行政処分とすることが考えられるか。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>仮に「措置」とする場合にはその理屈は何か。障害者は、支援の度合いにかかわらず、措置から契約制度に移行するが、社会的養護の対象者だけが、20歳を超えても措置（委託）延長の対象となることについてどのように考えるのか。</p> <p>一方、「措置」としない場合には、措置費の支弁対象ではなくなるが、支援が継続できるよう費用の補助を行うことについて、どう考えるか。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳を超えた者に対して、本人負担を求めることについて、どう考えるか。

検討事項	実現のための論点
	<p>② 措置延長について</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置解除日の取扱いにおいて、18歳に達する日ではなく、当該日の属する年度の末日とすることについて、どう考えるか。 一時保護中の児童が18歳に到達する前に児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18歳を超えても措置できるようにすることについて、どう考えるか。 措置延長後の子ども（18歳以上）に対し施設を変更するための措置変更ができるようにすることについて、どう考えるか。この際、必要に応じて一時保護を介する場合があることについて、どう考えるか。 <p>③ 自立援助ホームの活用について (対象者の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立援助ホームの対象者を拡大し、大学等進学者であって特に支援が必要な者も対象とすることについて、どう考えるか。 この場合の対象者を「特に支援が必要な者」に限定することについてどう考えるか。「特に支援が必要な者」の具体的範囲（態様等）はどのように考えるか。 この場合、20歳を超える者に対しても「援助の実施」という行政処分とすることが考えられるか。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>仮に「援助の実施」とする場合には、その理屈は何か。障害者は、支援の度合いにかかわらず、措置から契約制度に移行するが、社会的養護の対象者だけが、20歳を超えても援助の実施の対象となることについてどのように考えるのか。</p> <p>一方、「援護の実施」としない場合には、措置費の支弁対象ではなくなるが、支援が継続できるよう費用の補助を行うことについてどう考えるか。</p> </div> 現行においても、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるものについては本人負担を求めることができるとされているが、20歳を超えた場合でも同様に本人負担を求めることでよいか。 <p>(自立援助ホームの機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立援助ホームの自立支援機能の充実について、具体的にどのように考えるのか。また、自立援助ホームのスタッフの体制についてどう考えるか。

(※) 第1回WGにおいては入所中の支援について議論。退所後の支援については第2回WGにおいて議論。